
最近の判例から (15) – 競業避止義務違反 –

元従業員が就業規則に定める競業避止義務に反して行った媒介業務等により損害を被ったとして、宅建業者である法人の元従業員への損害賠償請求が認容された事例

(東京地判 平24・3・16 ウエストロー・ジャパン) 小野 勉

宅建業者が、その元従業員に対し、元従業員が在職中に個人として複数の案件の不動産の仲介等を行ったが、これは就業規則に定める競業避止義務に違反する行為であり、この行為により媒介手数料等を失う損害を被ったとして、債務不履行又は不法行為による損害賠償を求めた事案において、その請求の一部が認容された事例（東京地裁 平成24年3月16日判決 ウエストロー・ジャパン）

1 事案の概要

(1) 原告Xは、不動産の売買、仲介斡旋等を目的とする株式会社であり、被告Yは、平成19年4月にXに雇用され、平成22年7月に退職するまでXの従業員であった。YがXの従業員であった当時から、Xの就業規則には従業員は勤務中職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないことが定められている外、Xの許可なく在籍のまま他の経営に参加し、又は労務に服し若しくは自ら事業を営んだときは、懲戒解雇に処することが定められていた。

(2) YはX在職中に、6件の売買仲介等取引に関し、X従業員の肩書きで訴外A社ほかの媒介業務に関与したり、A社ほかの媒介業務にA社ほかの従業員の肩書や担当者として、各媒介業務において中心的役割を果たし、その対価としてA社ほかから個人的に報酬を得ていた。その事実をX代表者は、Yが不正行為をしているとの投書で知り、X事務所に置

かれているY用のパソコンを調査するなどしたところ、6件の取引に個人的に関与していたとされる電子メール等のデータが発見された。そのためX代表者は総務・経理部長とともに、Yに対し事実関係の説明を求め、その後、期間と金額とを空欄とし、Xに帰属する収益をXに報告せずに損害を被らせてしまい、いかなる処分も受ける旨を記載したX代表者宛の「始末書」の案文を手渡した。Yは用紙に上記案文とおりの文書を書き写し、期間と収益の金額として1500万円と記載し、署名押印をした。しかし、YはX在職中の平成22年6月に、資本金1000万円を拠出して不動産売買、仲介斡旋等を目的とする株式会社を設立し、その代表取締役役に就任した。

(3) その後、Xは、Yの就業規則に定める競業避止義務等に違反する行為により、媒介手数料等を失う損害を被ったとして、債務不履行又は不法行為による損害として2985万2446円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めてYに対し訴訟を提起した。

それに対しYは、各物件の売買契約の媒介業務等について、A社等を手伝ったにすぎず、関与の程度が低いから、Yの行為はXに対する義務違反とはならないと反論した。そして、Yは、Xが他の仲介業者と友好的かつ永続的な関係を保つために関与したものであって、これはXに対する義務の履行というべきであり、Yの行為がXに対する義務違反になるこ

とはないと主張した。また、6件の取引については、Yが関与するまでに、媒介に関与した者の間では手数料の配分の協議は終了するなどしており、YがXの従業員として関与したとしても、Xが媒介報酬等を取得することはできず、したがってXに損害が生じていないと主張した。

2 判決の要旨

裁判所は、次のとおり判示した。

(1) Yは、X事務所のY用パソコンに、関与したとされる取引のデータを保存しており、これを、電子メールを用いて個人用のパソコンに送信するなどして、「2010年取引台帳」とするデータもその一つである。同台帳には、物件ごとに、「総収入」「TAX」「純利益」「支出」を記載する欄が設けられており、これらの記載からみて、本件台帳は、Yが不動産売買の媒介業務に関与して得た収入等の表であることが推認される。本件台帳の記載ほかによれば、Yは6件の取引の関与において、A社ほかから合計24,297,686円の報酬の支払いを受けていたと推認できる。

(2) YがXの従業員であった当時、前述内容の就業規則が定められていたのであるから、YはXに対し、就業規則に基づき、X以外の者の営む業務に従事しない義務及び自ら事業を営まない義務（以下「本件義務」という。）を負っており、Xの許可がない限り、他の者の営む事業の業務に従事すること又は自ら事業に従事することは、本件業務に違反するものであって、これらの行為によってXに損害が生じた場合には、Yは、債務不履行による損害賠償を負うと解される。6件の取引におけるYの各行為はいずれについても、本件義務に違反する行為をしたことができるから、これらによってXに生じた損害を、Yは賠償する責任がある。

なお、Xが被った損害については、実際にYが第三者に支出した金額等が、実際にXが主体となって媒介業務を行った際にも同様に支出を要したと認められるため、前述のYがA社ほかから受領した金額から、Yの支出額等を控除したものと認められる。よって、Yの本件義務違反によりXが被った損害は、合計23,103,722円であると認められる。

以上によれば、Xは、Yに対し、債務不履行に基づく損害賠償として同金額及び民法所定の年5分の支払を求めることができる。

3 まとめ

一般に、従業員の競業避止義務違反とは、退職後に同業他社に再就職して、元の会社との間で、顧客を奪ったとか、ノウハウを流出させたといったトラブルになるケースが多い。

それに対し、本件は不動産会社に在職中の従業員が、就業規則に定める競業避止義務に反し、同業他社を通じて媒介業務を行い、報酬を個人的に収受していた事案である。そして、元従業員の在職中の競業避止義務違反は、元従業員が使用していた会社のパソコンのメールの履歴で明らかになったことも、注目すべき点であるといえよう。

本件は、不動産会社の在職中の従業員が、在職中の競業避止義務に反した行為をして会社に損害を与えたとして、会社側が裁判で訴えた損害が大幅に認められた事例であり、実務上参考になるであろう。

(調査研究部調査役)